

「コザ信用金庫 通帳レス口座」に関する特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1) この特約は、「コザ信用金庫 通帳レス口座」(以下「通帳レス口座」という。)に適用される事項を定めます。
- (2) この特約は、次の規定(以下「関連規定」という。)の一部を構成するとともに関連規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては関連規定が適用されるものとします。
 - ①普通預金規定
 - ②総合口座取引規定(定期預金関連規程を含む)
 - ③キャッシュカード規定

2. (通帳レス口座)

- (1) 通帳レス口座は、個人のお客さまを対象とし、通帳の発行に代えて『しんきん通帳アプリ』の利用により入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。
- (2) 預金口座の開設にあたっては、当金庫所定の手続きにより通帳を発行する預金口座(以下「有通帳口座」という。)のほか、通帳レス口座を選択できるものとします。
- (3) 通帳レス口座は、キャッシュカードの発行および『しんきん通帳アプリ』へ対象となる預金口座の登録を必須とします。

3. (取扱店の範囲)

- (1) 通帳レス口座は、原則、現金自動預入払出兼用機(現金自動預金機および現金自動支払機を含みます。)のご利用、またはインターネットバンキングのご利用によりお取引いただきます。
ただし、現金自動預入払出兼用機を使用した通帳によるお取引(振替入金、定期入金等)はご利用いただけません。
- (2) 当金庫の店舗をご利用の場合、通帳レス口座は、預金口座を開設した店舗のほか当金庫本支店いずれの店舗でもお取引いただけます。

4. (入出金明細の確認)

- (1) 通帳レス口座の入出金明細は、『しんきん通帳アプリ』によりご確認いただけます。
- (2) 『しんきん通帳アプリ』では、登録いただいた普通預金口座と同じ支店における、お客様が現在保有する全ての保有資産(要求性預金・定期性預金・債券等)の明細を確認いただけます。
- (3) 前項の方法による入出金明細の確認可能期間は、当金庫所定の期間とします。

5. (有通帳口座から通帳レス口座への切替え)

- (1) 有通帳口座から通帳レス口座への切替えは、『しんきん通帳アプリ』により切替えることができるものとします。
- (2) 有通帳口座を通帳レス口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳は通帳レス口座へ切替えた時点でご利用いただけなくなります。
- (3) 切替時点で通帳に記帳されていない入出金明細は、通帳に記帳いたしません。当該入出金明細は、

切替日の翌々日から、『しんきん通帳アプリ』で確認することができます。なお、切替前に通帳に記帳されている入出金明細については、本アプリでの確認はできません。

- (4) 有通帳口座から通帳レス口座へ切替えた当日以降の入出金明細は、『しんきん通帳アプリ』で確認ができます。

6. (通帳レス口座から有通帳口座への切替え)

- (1) 当金庫所定の手続きにより、通帳レス口座から有通帳口座へ切替えることができます。
- (2) 通帳レス口座を『しんきん通帳アプリ』から削除した場合、または各種事情により同サービスがご利用できない場合は、有通帳口座への切替が必要となります。
- (3) 新たに発行する通帳には、有通帳口座への切替えた時点以降の入出金明細を記帳します。
- (4) 切替えには、当金庫所定の通帳発行手数料を申し受けます。

7. (預金の受入れ)

店頭で通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。ご提出等がない場合、当金庫所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

8. (預金の払戻し等)

- (1) 店頭における通帳レス口座の普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をするときは、当金庫所定の書類の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) 前項の払戻しまたは解約等の手続きに加え、当該預金の払戻しまたは解約等を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約等を行いません。

9. (定期預金取引に関する注意事項)

- (1) 店頭にて『しんきん通帳アプリ』に登録いただいた普通預金口座または総合口座（通帳レス口座を含む）に紐づく、当金庫所定の総合口座定期預金を開設することができます。
『しんきん通帳アプリ』での口座作成は行えません。
- (2) 『しんきん通帳アプリ』を利用した総合口座定期預金取引においては、『しんきん通帳アプリ』での表示により通帳の記載に代えることがあります。
- (3) 『しんきん通帳アプリ』における総合口座定期預金の解約の場合、元金と利息を総合口座（普通預金）へ振り替えます。
- (4) 当金庫が特に定める場合を除き、総合口座定期預金口座の届出印鑑は登録普通預金口座の届出印と共通とします。
- (5) 定期預金の預入れ・解約等を行う場合は、店頭での手続きが必要となりますので、店頭にてお申し出ください。

10. (各種申込機能)

- (1) 『しんきん通帳アプリ』では、以下の手続き申込みができます。各種申込機能を利用するには、普通預金の口座情報の登録および本人認証のためログインパスワードの入力が必要となります。

①喪失届

登録口座の通帳・キャッシュカードを紛失されて場合、取引を一時的に停止することができます。

②住所変更届

住所登録・電話番号について、その変更を届け出ることができます。お客さまの本人確認資料として新住所が掲載された運転免許証またはマイナンバーカードを撮影してお送りいただきます。撮影したデータは当申込以外に利用いたしません。

11. (定期的なお客様の確認)

- (1) 『しんきん通帳アプリ』では、「犯罪収益移転防止法」および金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、お取引に必要なお客様に関する情報やお取引の目的などに対する定期的な確認を行います。

12. (通帳レス口座の解約)

- (1) 通帳レス口座を解約する場合には、お届け印の押印および当金庫所定の書類ほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『しんきん通帳アプリ』における有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) 当該預金の解約を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。
- この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 通帳レス口座を解約した時点で、『しんきん通帳アプリ』では、対象となる預金口座の入出金明細の確認ができなくなります。
- (4) 通帳レス口座の解約後において、店頭にて対象となる預金口座の入出金明細を発行する場合には、当金庫所定の手数料を申し受けます。

13. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(令和8年8月1日現在)